

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年7月28日（令和7年（行個）諮問第218号）

答申日：令和8年7月10日（令和8年度（行個）答申第83号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる5文書（以下、順に「対象文書1」ないし「対象文書5」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月25日付け神個開第6-1626号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（原文ママ）。

自分が申告した内容は確認できましたがその他会社側の提出したものについてはすべて黒ぬりされており何についての事なのか項目すら分からない事に対して開示請求をする意味が無いと思いました。

個人情報もあると思いますが、出来る限り開示して頂きたいのと最低でも項目は分かるよう開示して頂きたいです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和7年2月27日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

（2）これに対して、処分庁は、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和7年4月15日付け（同月18日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 開示請求対象保有個人情報について

本件開示請求の対象となる保有個人情報は、特定労働基準監督署が保有する令和6年度の申告処理台帳綴のうち、審査請求人の申告に係る同台帳及び添付資料一式に記録された、審査請求人を本人とする保有個人情報である。

なお、申告処理台帳及び添付資料一式とは、(i) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙、(ii) 審査請求人が特定労働基準監督署に提出した文書、(iii) 監督復命書、(iv) 担当官が作成又は収集した文書、(v) 特定法人が特定労働基準監督署に提出した文書で構成されている（別紙の2に掲げる対象文書1ないし対象文書5に対応している。）。

本件審査請求を受け、諮問庁において各対象文書の確認をしたところ、対象文書4の④（別表の2欄及び欄外注書き2の分類番号を指す。以下同じ。）については、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

また、対象文書4の⑪は、特定法人の事業場基本情報であり、特定労働基準監督署がその通常の業務を遂行する上で必要な情報として、管轄区域内の事業場の事業内容等の把握に資するため平常から保有している情報を資料として添付したものであり、当該情報は、その作成又は取得の目的等を考慮すると、審査請求人を識別することができることとなる情報であると解することはできない。

さらに、対象文書5の②は、審査請求人からの申告を処理する過程で、特定法人から特定労働基準監督署へ提出された文書であるが、審査請求人以外の第三者に関する情報が記載された文書であり、当該部分に記載された情報が、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報でなく、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると解すべきではない。

なお、仮に、対象文書4の⑪及び対象文書5の②が保有個人情報に該当したと判断される場合においても、下記(3)に記載の通り、不開示情報に該当するものである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、法人等に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることと

されている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる法人等に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」等が記載又は押印されている。

（ア）法７８条１項２号該当性について

対象文書１の⑥には、審査請求人以外の個人に関する情報であつて、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は、法７８条１項２号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

（イ）法７８条１項３号イ該当性について

対象文書１の①には、事案全体の事後処理方針に係る担当官の意見及び特定労働基準監督署長による判決が記載されている。

これらの情報が開示された場合、下記イ（イ）a記載の理由と同様に、法人における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法７８号（原文ママ）１項３号イに該当する。

（ウ）法７８条１項３号イ及び同号ロ該当性について

対象文書１の⑥、⑧、⑩、⑫、⑭及び⑰には、特定法人に対する監督署担当官が行った調査内容や措置結果等が記載されているが、これらの情報が開示されることとなれば、当該法人の労務管理等が悪質であると捉えられることにより、当該法人が改善意欲を有し、その後積極的に改善を行っている場合であっても、当該法人が改善意欲を持たない悪質な法人であるとの誤った印象を持たれるおそれ

がある。このため、これらの情報が開示された場合、法人における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、これらの情報は、法７８条１項３号イに該当する。

さらに、これらの情報には法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署に対して開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、当該情報は、法７８条１項３号ロに該当する。

(エ) 法７８条１項５号及び同項７号ハ該当性について

a 対象文書１の①に記載された情報が開示されることとなれば、法人における法違反等の存在が推定され、当該法違反が悪質であると捉えられることにより、当該法人が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該法人が是正意欲を持たない悪質な法人であるとの誤った印象を持たれるおそれがあるほか、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている法人であっても当該情報が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な法人であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、法７８条１項５号及び同項７号ハに該当する。

b また、対象文書１の⑥、⑧、⑩、⑫、⑭及び⑰には、労働基準監督署の担当官と法人とのやり取り等が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるから、当該情報は、法７８条１項５号及び同項７号ハに該当する。

c さらに、対象文書１の⑧、⑫及び⑭には、労働基準監督官が審査請求人の申告に対して行った調査手法や調査に当たり関係者から得られた情報の利用状況が含まれており、監督指導時の担当官が有する着眼点等が明らかになることで、労働基準監督機関が行

う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にするおそれがあり、検査事務という性格を持つ監督指導行政の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項５号及び同項７号ハに該当する。

特に法７８条１項５号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（参考 最高裁判所昭和５３年１０月４日大法廷判決（民集３２巻７号１２２３頁））。本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、情報等の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないものである。

（オ）法７８条１項６号及び７号柱書き該当性について

- a 対象文書１の①、⑧及び⑫には、労働基準監督署における今後の処理方針等が記載されている。この記載内容には国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、これらの情報は、法７８条１項６号に該当する。
- b また、これらの情報には、行政内部における検討内容が記載されており、また、ありのままの率直な意見等が記載されることが予定されているところ、これが開示されることとなれば、担当者の処理方針等が明らかとなることなどから、率直かつ詳細な記載を避ける事態が想定されるなど、原処分庁が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれていることから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

なお、原処分では、同項７号柱書きを不開示条項として示していないが、同条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

イ 監督復命書（対象文書３）

監督復命書は、労働基準監督官が法人等に対し臨検監督等を行った際に、法人等ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1」、「備考2」、「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

（ア）監督復命書の以下（イ）以外の部分

a 法78条1項3号イ該当性について

対象文書3の①の「完結区分」欄、「参考事項・意見」欄には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、法人への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法78条1項3号イに該当する。

b 法78条1項3号ロ該当性について

対象文書3の①の「参考事項・意見」欄には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条1項3号ロに該当する。

c 法78条1項5号及び同項7号ハ該当性について

i 対象文書3の①の「完結区分」欄、「参考事項・意見」欄には、法人が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした法人の実態やそれに伴う行政措置状況に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後、労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適

正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、法 78 条 1 項 5 号及び同項 7 号ハに該当する。

- ii 対象文書 3 の②に記載された「監督重点対象区分」欄については、監督指導の主たる対象が各署で定めた重点を含む監督指導の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象区分が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、重点対象監督であることが明らかになり、また、記載がない場合のみ開示すると、不開示となった場合には、重点対象監督であったことが明らかになる（「特別監督対象区分」欄等についても、同様のことがいえる。）。このため、これらを開示すると、特定労働基準監督署が臨検監督を行った際の手法、着眼点等が明らかになるものと認められ、これらが公にされた場合には、監督指導等実施時における負担増等を避けるため、労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働基準関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、犯罪の予防等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるほか、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、正確な事実の把握又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、これらの情報は、法 78 条 1 項 5 号及び同項 7 号ハの不開示情報に該当する。

さらに、これらの情報が公表された場合、監督指導等を行うに際しての担当官の視点、理由等が明らかとなり、同様の情報を集積の上、分析するなどして、当局の調査に備えることが懸念され、法人の実態を正しく把握するために無予告で実施することも想定されている監督指導等の実効性に影響を及ぼすことが懸念される等、労働基準行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当する。

なお、原処分においては、同号柱書きを不開示理由にしているが、これを追加して不開示を維持することが妥当である。

- d 法 78 条 1 項 5 号、7 号柱書き並びに同号ハ該当性について
対象文書 3 の③には、是正期日が記載されているが、監督指導を行った場合に、報告期限までどの程度の期間を指示するかについては、法違反や指導の内容等によって異なり、対外的に明らかにしていない、いわゆる手の内情報である。

これらの情報を明らかにすることにより、是正期日の長短が明らかとなれば、法違反等の程度を推測させることとなり、ひい

ては是正意欲を有する事業場であっても、対外的に悪質な事業場との推定を受けることとなり、当該事業場の対外的な信用の失墜につながるほか、事業場においては、対外的な信用の失墜を免れようと、監督指導時において法違反の指摘を免れようとし、法違反の隠蔽に努め、ひいては犯罪の予防に支障が生ずるおそれもある。

また、事業場との関係においては、是正期日及びその内容は公開しない前提で設定等を行っており、労働基準監督署と事業場の信頼関係を失わせることとなり、ひいては、労働基準監督署の実施する監督指導への協力等が得られなくなるほか、監督指導時に法違反の隠蔽が行われるおそれがある。

併せて、報告が期日内に行われていた場合については開示することとした場合は、開示されない場合は期日を超過していることが明らかになることから、これについても上記と同様の結果を招くこととなることから、開示すべきではない。

このため、臨検監督等の結果、監督官が設定した報告期日等については、法78条1項5号及び7号柱書き並びに同号ハに該当する。

なお、原処分では、同項7号柱書きを不開示条項として示していないが、同条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

(イ) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

対象文書3の④の監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。

「完結」とは、監督指導を実施したにおいて（原文ママ）、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪

質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該から（原文ママ）客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該から（原文ママ）の是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」を含む。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署長において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な法人であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

a 法78号（原文ママ）1項3号イ該当性について

このため、対象文書3の④が開示された場合、当該法人における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、これらの情報は、法78号（原文ママ）1項3号イに該当する。

b 法78条1項5号及び同項7号ハ該当性について

上記のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそ

れが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれもあるものである。

したがって、対象文書3の④が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防にも支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、法78条1項5号及び同項7号ハに該当する。

c 法78条1項6号該当性について

いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

これを踏まえれば、対象文書3の④には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、これらの情報は、法78条1項6号に該当する。

ウ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書4）

（ア）法78条1項2号該当性について

対象文書4の⑤及び⑨には、特定法人関係者の署名が記載されている。当該部分は、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イないしハに該当する事情もない。

（イ）法78条1項3号イ該当性について

対象文書4の⑧には労働基準監督官が行った監督指導の手法や詳細、事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が含まれている。労働基準監

督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、受けている場合にその指導内容が公となれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号イに該当する。

(ウ) 法78条1項3号ロ、5号及び7号ハ該当性について

また、対象文書4の⑧が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供され、法人において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導（原文ママ）に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号ロ、5号及び7号ハに該当する。

(エ) 法78条1項7号ハ該当性について

対象文書4の①には、特定労働基準監督署から特定法人に発出した来署依頼書の記載の一部であり、当該案件における来署に当たっての調査内容や対象資料などについて具体的かつ詳細な内容が記載されている。これらの情報を開示すると、特定労働基準監督署の担当官がどの程度の期間において、どのような情報を収集するかという、いわゆる監督指導時における手の内情報が含まれており、当該部分が開示されることとなれば、監督指導の着眼点、調査の範囲・規模・深度・経過等を含む具体的調査方法が明らかとなる。これらの情報には、守秘義務に担保された監督指導行政に対する特定株式会社との理解と協力、そして信頼にもとづいて得た事業運営上・労務管理上のノウハウ等の未公開情報も含まれており、その内容が一部でも公にされた場合には、特定株式会社の関係者だけでなく、そのことを知った他の事業者においても、監督指導行政への信頼を失い、爾後、労働基準監督機関への情報提供や監督指導のための調査への

協力をちゅうちょするなどのおそれがあるから、これらの情報は、法７８条１項７号ハに該当する。

(オ) 法７８条１項５号及び７号柱書き並びに７号ハ該当性について

加えて、対象文書４の⑥及び⑧には、報告期日及び改善期日が記載されているが、上記イ（ア）dに記載した内容と同じ理由から、法７８条１項５号並びに７号柱書き及び同号ハに該当する。

なお、原処分では、同項７号柱書きを不開示条項として示していないが、同条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

エ 特定法人が特定労働基準監督署に提出した文書（対象文書５）

(ア) 法７８条１項２号該当性について

対象文書５の①及び③には、特定法人関係者の第三者の氏名や、特定個人の印影が認められるところ、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イないしハに該当する事情もない。

(イ) 法７８条１項３号イ該当性について

対象文書５の①及び③には、当該事業場の労務管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなる。事業場が労働基準監督署の指導に応じて何を提供したかという情報自体が、指導を受ける側としては秘匿されるべき重要な内部情報であるところ、仮に提出した事実について関係者以外に把握されていない情報が開示されることとなれば、当該事業場の人材確保や危機管理の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、これらの情報は、法７８条１項３号イに該当する。

また、対象文書５の①の一部には、特定法人代表者の印影が記載されている。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これを開示すると、偽造により悪用されるおそれがあるなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法７８条１項３号イに該当する。

(ウ) 法７８条１項３号ロ該当性について

対象文書５の①及び③には、法人の内部管理に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、法７８条１項３号ロに該当する。

なお、上記の「労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」には、その内容はもとより、特定法人が労働基準監督署に何を提供したかという情報自体も含まれているものと解すべきである。

(エ) 法 78 条 1 項 5 号及び同項 7 号ハ該当性について

対象文書 5 の①及び③に記載された情報については、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にするおそれもあること、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法 78 条 1 項 5 号及び同項 7 号ハに該当する。

なお、法 78 条 1 項 5 号該当性については、上記ア（エ）c に記載のとおり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないものである。

(オ) 法 78 条 1 項 7 号柱書き該当性について

対象文書 5 の①及び③には、特定労働基準監督署の担当官が申告事案処理の過程において、どのような調査手法を用い、どのような文書を収集したかという、いわゆる監督指導における手の内情報が含まれており、当該部分が開示された場合、監督指導の着眼点、調査の範囲・規模・深度・経過等を含む具体的調査方法が明らかとなる等、労働基準行政機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当する。

なお、原処分では、同項 7 号柱書きを不開示条項として示していないが、同条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

(3) 保有個人情報に該当しないと判断される情報が不開示情報にも該当すること

対象文書 4 の⑪及び対象文書 5 の②については、上記（1）に記載の通り、保有個人情報該当性はないものではあるが、仮にこれらの情報が保有個人情報にあたると判断された場合においても、以下の理由により、不開示情報に該当するものである。

ア 法 78 条 1 項 2 号該当性について

対象文書 5 の②には、特定法人に所属する審査請求人以外の第三者

に係る特定個人の氏名や詳細な労働条件等が記載されている。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イからハに該当しない。

イ 法７８条１項３号イ該当性について

対象文書４の⑪及び対象文書５の②には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法７８条１項３号イに該当する。

ウ 法７８条１項３号ロ該当性について

対象文書４の⑪及び対象文書５の②には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、これらの情報は、法７８条１項３号ロに該当する。

エ 法７８条１項５号及び同項７号ハ該当性について

対象文書４の⑪及び対象文書５の②には、事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、法７８条１項５号及び同項７号ハに該当する。

(４) その他

開示実施文書の２６ページ「特別監督対象区分」欄については、上記(２)のイの(ア)のcのiiに記載の通り、法７８条各号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当であるが、原処分において開示されたものを改めて不開示とする意味はないため、本件に限り開示することとし、結論として原処分を維持することが相当である。

(5) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、対象文書1の④、4の②及び⑬については、法78条1項各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(6) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「自らが申告した内容は確認できましたがその他会社側の提出したものについてはすべて黒塗りされており何についての事なのか項目すらわからない事に対して開示請求をする意味がないと思いました。個人情報もあると思いますが、出来る限り開示していただきたいのと最低でも項目は分かるよう開示して頂きたいです。」と主張しているが、「ある保有個人情報为非開示情報に該当するか否かは、飽くまで、非開示情報に該当するか否かによって決されるべきものである」（同旨：令和5年12月13日東京地裁判決）と解されているところ、本件審査請求に対しても、上記（2）で述べたとおり、開示請求対象保有個人情報ごとに、法78条1項各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであるから、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

なお、特定法人に係る申告処理過程を不開示とすることは、処分庁として労働基準関係法令違反を容認することを意味するものではないことを申し添える。

4 結論

よって、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3（5）に記載する部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項に法78条1項7号柱書きを追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和7年7月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年8月26日 | 審議 |
| ④ | 令和8年6月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年7月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハに該当するとして不開示とする原

処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、別表の欄外注書き 2 に掲げる部分を開示するとし、その余の部分（別表の 2 欄に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は不開示理由を法 78 条 1 項 2 号、3 号イ（上記第 3 の 3（2）において、「法 78 条 1 項 3 号イ」とあるのは、「法 78 条 1 項 3 号イ」の明白な誤記と認める。）及びロ、5 号、6 号並びに 7 号柱書き及びハに追加・変更して、不開示を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分につき、審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

（1）別表の通番 13 の 2 欄に掲げる部分

当該部分は、是正勧告書（控）の一部であり、是正確認のための方式欄、認印欄及び欄外の手書き部分から構成されている。当該部分は、業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

（2）別表の通番 18 の 2 欄に掲げる部分

当該部分は、特定法人の事業場基本情報であり、労働基準監督署がその通常の業務を遂行する上で必要な情報として、管轄区域内の事業場の事業内容等の把握に資するため平常から保有している情報を資料として添付したものと認められる。当該情報は、その作成又は取得の目的等を考慮すると、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

（3）別表の通番 20 の 2 欄に掲げる部分

当該部分は、審査請求人以外の特定法人の職員の労働条件等に関する情報であり、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の 4 欄に掲げる部分）について

ア 通番 1 の 4 欄に掲げる部分

当該部分は、申告処理台帳の「完結区分」欄及び申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部である。

当該部分は、特定労働基準監督署の調査結果に関する記載であるが、原処分において開示されている申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載（対象文書１の２３頁）から推認できる内容であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同機関の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、これを開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められず、国の機関の内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ、５号、６号並びに７号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番２の４欄に掲げる部分

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部の記載であり、申告処理の過程における特定法人の担当者及び特定労働基準監督署の担当官に係る事実関係の記載である。これらは法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるが、原処分において開示されている申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載（対象文書１の１５頁等）から審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当すると認められ、また、特定労働基準監督署の担当官に係る記載は、同号ただし書ハにも該当すると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、これを開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。加えて、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号、３号イ及びロ、５号

並びに 7 号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 3 及び通番 5 の 4 欄に掲げる部分

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部の記載であり、申告処理の過程における事実関係の記載であるにすぎないか、原処分において開示されている是正勧告書（控）の記載（対象文書 4 の 29 頁）から推認できる内容であると認められる。当該部分には、法 78 条 1 項 2 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分は、これを開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同機関の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、これを開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められず、国の機関の内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。加えて、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号、3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番 4、通番 6 ないし通番 8 及び通番 16 の 4 欄に掲げる部分

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部、監督復命書の「完結区分」欄及び指導票（控）の「指導事項」欄の一部である。

当該部分のうち、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の一部は、申告処理過程における事実関係の記載であるにすぎないか、原処分において開示されている申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載（対象文書 1 の 15 頁、16 頁、18 頁、19 頁、23 頁及び対象文書 4 の 69 頁等）から推認できる内容であると認められる。また、監督復命書の「完結区分」欄には、具体的な完結区分の選択肢についてのチェックがされておらず、様式が表示されているにすぎず、指導票（控）の「指導事項」欄の一部は、原処分において開示されている申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載（対象文書 1 の 15 頁）から推認できる内容であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定法人の権利、競争上の地位そ

の他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、これを開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。加えて、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イ及びロ、5号並びに7号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番9の4欄に掲げる部分

当該部分は、監督復命書の「監督重点対象区分」欄である。同欄は、監督種別が定期監督の場合に限り、労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されるものであるが、本件の監督種別は申告監督であることから、同欄は空欄であることが推認できる。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められず、同機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、これを開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項5号並びに7号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番11の4欄に掲げる部分

当該部分は、監督復命書の「署長判決」欄（日付部分のみ）であり、署長判決を行った日付が記載されているにすぎない。

当該部分は、これを開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、これを開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められず、国の機関の内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イ、5号、6号及び7

号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番 19 及び通番 21 の 4 欄に掲げる部分

当該部分は、特定法人が特定労働基準監督署に提出した文書の一部であり、（i）特定法人から審査請求人宛ての書類又は特定法人における労働条件、労務管理等に関する情報であり、特定法人の職員であった審査請求人が知り得る情報、（ii）原処分において開示されている部分（対象文書 1 の 15 頁及び 23 頁並びに対象文書 4 の 29 頁及び 69 頁）から審査請求人が推認できる内容であると認められる。当該部分のうち、対象文書 5 の 220 頁の特定法人の担当者の記載は、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるが、原処分において開示されている是正勧告書（控）の記載（対象文書 4 の 29 頁）から審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められ、その他の部分には、同号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれていない。

当該部分は、これを開示しても、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められず、同機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、これを開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。加えて、審査請求人に対して開示しないという条件を付することが当該情報の性質等に照らして合理的であるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（2）その余の部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 78 条 1 項 2 号該当性について

通番 14 及び通番 17 の不開示維持部分は、是正勧告書（控）及び指導票（控）の「受領年月日 受領者職氏名」欄に記載された特定法人の代表取締役の署名である。また、通番 19 の不開示維持部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）は、特定個人の印影である。これらはいずれも法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及

びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法 79 条 2 項による部分開示の余地はない。

なお、個人の署名及び印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、通番 19 においては、同項 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号柱書き及びハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法 78 条 1 項 7 号ハ該当性について

通番 2 ないし通番 8、通番 10 ないし通番 12、通番 15、通番 16 及び通番 21 の不開示維持部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）は、（i）申告処理台帳続紙の「処理経過」欄、（ii）来署依頼通知書の記の 1 及び記の 5、（iii）監督復命書、監督復命書（違反続き）又は監督復命書（続紙）の「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄、「参考事項・意見」欄及び「署長判決」欄、（iv）是正勧告書（控）の「是正期日」欄及び指導票の記載、（v）特定法人が特定労働基準監督署に提出した文書の全部又は一部である。

当該部分のうち、上記（i）には、特定法人からの具体的な聴取、調査の経過や結果等が記載されており、上記（ii）及び（iii）には、特定労働基準監督署における申告処理に係る監督官の判断、対応方針等の内容が記載されており、上記（iv）及び（v）には、是正期日並びに改善の状況について報告を求める期日及び指導事項並びに当該法人の労務管理等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、特定法人を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労働基準監督機関の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、又は同機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかになって、同機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号ハに該当し、それぞれの通番の 2 欄に掲げるその他の不開示事由（同項各号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 78 条 1

項２号、３号イ及びロ、５号、６号並びに７号ハに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項２号、３号イ及びロ、５号、６号並びに７号柱書き及びハに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の４欄に掲げる部分を除く部分は、法７６条１項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法７８条１項２号及び７号ハに該当すると認められるので、同項３号イ及びロ、５号、６号並びに７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項２号、３号イ及びロ、５号、６号並びに７号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第３部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

令和6年特定月ごろに審査請求人が特定法人について申告した際、特定労働基準監督署が作成保有する申告処理台帳及び添付資料一切

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- (1) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）
- (2) 請求人が特定労働基準監督署に提出した文書（対象文書2）
- (3) 監督復命書（対象文書3）
- (4) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書4）
- (5) 特定法人が特定労働基準監督署に提出した文書（対象文書5）

別表

1 対象文書及び文書名		2 不開示維持部分			3 通番	4 2 欄のうち開示すべき部分	
		分類番号	頁	該当部分	法 7 8 条 1 項各号 該当性等		
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（1 頁ないし 2 3 頁）	①	1、2 3	1 頁「完結区分」欄、2 3 頁「処理経過」欄 2 2 行目	3 号イ、5 号、6 号、7 号柱書き及びハ	1	全て
		⑥	7	「処理経過」欄 9 行目ないし 3 2 行目	2 号、3 号イ及びロ、5 号、7 号ハ	2	9 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目、1 0 行目 5 文字目ないし 1 1 行目 2 4 文字目
		⑧	8 ないし 1 0	8 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 3 2 行目、9 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 3 2 行目、1 0 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 1 6 行目、1 8 行目ないし 2 3 行目、2 5 行目ないし 3 1 行目	3 号イ及びロ、5 号、6 号、7 号柱書き及びハ	3	1 0 頁 2 5 行目 1 文字目ないし 6 文字目、1 3 文字目ないし 1 7 文字目
		⑩	1 1、1 5	1 1 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 2 8 行目、1 5 頁「処理経過」欄 1 行目、2 行目、5 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目、9 行目ないし 1 6 行目	3 号イ及びロ、5 号、7 号ハ	4	1 1 頁 1 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目、2 2 文字目ないし 3 4 文字目、3 7 文字目及び 3 8 文字目、2 行目 2 3 文字目ないし 2 9 文字目、2 5 行目 1 文字目ないし 1 8 文字目、2 8 行目 2 5 文字目ないし最終文字、1 5 頁 1 行目及び 2 行目
		⑫	1 2 な	1 2 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 2 8 行目、1 5 頁「処理経過」欄 1 行目、2 行目、5 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目、9 行目ないし 1 6 行目	3 号イ及びロ、5 号、7 号ハ	5	1 2 頁 5 行目 1 文

		いし 1 4	過」欄 5 行目ないし 3 2 行目、1 3 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 3 2 行目、1 4 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 1 0 行目、1 2 行目ないし 3 2 行目	びロ、5 号、6 号、7 号柱書き及びハ		字目ないし 1 1 文字目、1 4 頁 1 2 行目及び 1 3 行目、1 6 行目 8 文字目ないし 2 1 文字目、1 8 行目、1 9 行目 2 5 文字目ないし 2 0 行目 1 7 文字目、2 2 行目、2 3 行目 7 文字目ないし 2 1 文字目、2 5 行目、2 9 行目 3 文字目ないし 1 9 文字目、3 1 行目、3 2 行目 1 文字目ないし 5 文字目、1 3 文字目ないし 3 0 文字目
		⑭ 1 6、 1 7、 1 9、 2 0	1 6 頁「処理経過」欄 2 5 行目ないし 2 7 行目、2 9 行目ないし 3 2 行目、1 7 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 8 行目、1 9 頁「処理経過」欄 1 行目、2 行目、5 行目ないし 7 行目、2 0 頁「処理経過」欄 5 行目ないし 7 行目、9 行目ないし 1 5 行目	3 号イ及び びロ、5 号、7 号ハ	6	1 6 頁 2 5 行目ないし 2 7 行目、2 9 行目及び 3 0 行目、1 7 頁 3 行目 1 文字目ないし 4 行目 5 文字目、1 1 文字目ないし最終文字、5 行目 1 1 文字目ないし 1 5 文字目、7 行目及び 8 行目、1 9 頁 1 行目及び 2 行目、5 行目 1 文字目ないし 1 9 文字目、6 行目 1 3 文字目ないし 7 行目最終文字、2 0 頁 5 行目ないし 6 行目 2 4 文字目、9 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目
		⑰ 2 2、 2 3	2 2 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 3 行目、2 3 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 3 行目	3 号イ及び びロ、5 号、7 号ハ	7	2 2 頁全て、2 3 頁 1 行目、1 3 行目 1 文字目ないし 2 7 文字目、1 4

				過」欄 1 行目ないし 9 行目、13 行目、14 行目			行目 18 文字目ないし 28 文字目
3	監督復命書（26 頁ないし 28 頁）	①	26、28	26 頁「完結区分」欄、28 頁「参考事項・意見」欄 1 行目、2 行目	3 号イ及びロ、5 号、7 号ハ	8	26 頁「完結区分」欄
		②	26	「監督重点対象区分」欄	5 号、7 号柱書き及びハ	9	全て
		③	26、27	26 頁「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄 1 枠目ないし 3 枠目、5 枠目ないし 7 枠目、27 頁「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄 1 枠目、2 枠目	5 号、7 号柱書き及びハ	10	－
		④	26、28	26 頁「署長判決」欄、28 頁「参考事項・意見」欄 3 行目	3 号イ、5 号、6 号、7 号ハ	11	26 頁「署長判決」欄（日付部分のみ）
4	担当官が作成又は収集した文書（25 頁、29 頁ないし 32 頁、69 頁）	①	25	「来署依頼通知書」記の 1、記の 5	7 号ハ	12	－
		④	29	「是正確認」欄（表頭部分を除く。）	保有個人情報非該当	13	－
		⑤	29	「受領年月日受領者職氏名」欄の署名部分	2 号	14	－
		⑥	29	「是正期日」欄 1 枠目ないし 6 枠目、10 枠目ないし 18 枠目	5 号、7 号柱書き及びハ	15	－
		⑧	30	9 行目 15 文字目ないし 18 文字目、9 行目最	3 号イ及びロ、5 号、7 号	16	「指導事項」欄 1 行目 1 文字目ないし 2 行目 19 文字

				終文字右側の手書き文字部分、「指導事項」欄1行目ないし4行目	柱書き及びハ		目、3行目9文字目ないし4行目最終文字
		⑨	30	「受領年月日受領者職氏名」欄の署名部分	2号	17	—
		⑪	31	全て	保有個人情報非該当	18	—
5	特定法人が特定労働基準監督署に提出した文書（70頁ないし284頁）	①	70ないし75	全て	2号、3号イ及びロ、5号、7号柱書き及びハ	19	全て（73頁の印影を除く。）
		②	77ないし81、214、215	全て	保有個人情報非該当	20	—
		③	83ないし87、89ないし111、113ないし149、151ないし21、213、216ないし218、220ないし284	全て	2号、3号イ及びロ、5号、7号柱書き及びハ	21	①87頁全て ②89頁ないし111頁全て ③113頁ないし149頁全て ④151頁、153頁、155頁、157頁、159頁ないし170頁、172頁ないし174頁、176頁、178頁、180頁、182頁、184頁、186頁、188頁、190頁、192頁、194頁、196頁、198頁、200頁、202頁、204頁、206頁、208頁及び

						210頁の各頁の (i) 枠外の記載 全て(手書き部分 を除く。)、 (ii) 表の左から 1列目及び4列目 ⑤ 216頁全て (頁下部の手書き 部分及びURLを 除く。) ⑥ 217頁全て ⑦ 220頁1行目 ないし8行目 ⑧ 222頁全て ⑨ 261頁ないし 284頁全て
--	--	--	--	--	--	---

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
2 諮問庁が新たに開示することとしている以下の部分を含まない。

対象文書及び文書名		諮問庁が新たに開示することとしている部分		
		分類番号	頁	該当部分
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	④	4、5	4頁「処理経過」欄9行目、10行目、5頁「処理経過」欄2行目19文字目ないし最終文字
4	担当官が作成又は収集した文書	②	25	「来署依頼書」記の3、4
		⑬	25、30	25頁「来署依頼書」記の2「日時」の時刻部分、30頁「指導票」1行目、「受領年月日受領者職氏名」欄の受領年月日

- 3 文書1、文書4及び文書5につき原処分において開示された部分を含めない。
4 原処分において全部開示された下記の文書2を含めない。

対象文書及び文書名	
2	請求人が特定労働基準監督署に提出した文書(24頁、33頁ないし68頁)